

# みんなの力で 「郷づくり」<sup>さと</sup> ⑤4

市郷づくり支援課(津屋崎庁舎) ☎52・4913  
メール sato@city.fukutsu.lg.jp

## 今年度からの自治会(区)交付金 あらまし

### 平成22年度までの補助金など

#### 行政区長報酬 廃止

市が依頼する業務を行う非常勤特別職の公務員  
「行政区長」(市長が委嘱)への報酬  
150,000円+1,000円×行政区世帯数

#### 自治振興費補助金 廃止

自治会(区)の自治振興、発展のための補助金  
35,000円+1,580円×行政区世帯数

#### 防犯灯電灯料補助金 廃止

自治会(区)が管理する街灯の電灯料金の一部補助  
1~12月分の電灯料金の1/3を補助

#### 自治公民館育成費等補助金 廃止

生涯学習、住民の交流活動のための補助金  
20,000円+200円×行政区世帯数

#### 敬老扶助費 廃止

自治会(区)が主催する敬老会行事などの経費補助  
1,500円×70歳以上の人数

今年3月で廃止(算定基準、単価、計算式もなくなりました)

### 平成23~25年度の自治会(区)交付金

#### 目的

自治会(区)の運営や活動を支援し、  
市との連絡業務を円滑に進めるため  
に交付。

#### 金額

平成22年度に自治会(区)、区長、公  
民館で受け取った左記のお金の合計  
額が基準。

平成23年度は100%

平成24・25年度は90%

(3年間は次の制度への移行期間)

#### 用途

自治会(区)の実情に合わせた使い方  
を話し合いで決めてください。

- ①自治会(区)長手当て(市との連絡調整分)
- ②市広報誌配付などにかかる費用
- ③自治会(区)活動の経費

#### Q なぜ、制度を変えたのですか?

A 対象や目的が似かよった補助金が複数あって市民の皆さんに分かりにくい上、申請や事務手続きが煩雑だったので廃止しました。

#### Q 高齢者の人数、行政区世帯数が 増えたり、減ったりしたら?

A 平成23~25年度の自治会(区)交付金には反映されません。

#### Q 自治会(区)交付金の内訳は?

A 左記の基準はなくなっていますので、内訳はありません。

#### Q 平成26年度以降は?

A 新たな算定基準をもうけます。できるだけ合理的な考え方で、公平性が担保できるようにします。

### 自治会(区)長さんの手当てについて、問い合わせが多いので市の考え方をお知らせします。

市からの行政区長報酬はなくなりました。今後は、それぞれの自治会(区)の実情に合わせて、話し合いの上で手当ての額を決めていただくのが基本です。自治会(区)ごとに、行事、役員体制と仕事の分担、財政状況、慣習などが大きく違うからです。

自治会(区)長には多くの仕事集中し多忙になりがちです。この機会に、自治会(区)長の役割と仕事内容について見直しされることをお勧めしています。

【広報ふくつ おしらせ版 平成23年7月15日号】

あなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福岡県福津市中央1-1-1 福津市役所広報秘書課広報広聴係(福間庁舎)

☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。